

歯科治療で医療費が戻ってくる!?

「医療費控除」をご存知ですか?

医療費が年間10万円を超えると、税金が一部戻ってきます! 1年間(1月1日~12月31日)の間で、自分自身と扶養家族がいる方なら、その家族で支払った総医療費が10万円を超えた場合に納めた税金が一部戻ってきます。これを「医療費控除」と呼びます。

医療費控除の対象は?

治療のために歯科医院でかかった費用、薬局などで薬を購入した費用が対象となります。



歯周病(歯槽膿漏)や虫歯の治療費



親知らずの抜歯



入れ歯作製の費用

※「歯科ローンにより支払った治療費」「小さい子どものために親が付き添って通院した場合の交通費」「通院ための電車・バス・タクシー代」も控除対象となります。

以下のケースは対象外となりますのでご注意ください。



歯を白くする目的のみのホワイトニング



容貌を美化する目的のみの矯正治療

自費診療は対象になる?

審美性のみを求めたものではなく、噛む機能を取り戻すための治療であれば控除対象となります。

当院で多く行う右記の治療も対象となります!

インプラント治療の費用



審美補綴治療の費用



歯科治療の具体例については、国税庁のページをご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1128.htm>